

国指定屋我地鳥獸保護区

屋我地特別保護地区

指定計画書

平成18年11月 1日

環 境 省

1 指針

(1) 特別保護地区の名称

屋我地特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

屋我地鳥獣保護区のうち、沖縄県国頭郡今帰仁村字湧川前田原719番地の1東端を起点とし、同所から同所と名護市字我部950番地西端を結ぶ線を東進し同所に至り、同所から最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という。）を南東に進み県道110号線との交点に至り、同所から同県道を南進し海岸線との交点に至り、同所から海岸線を南西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を南進し海岸線との交点に至り、同所から海岸線を西進し起点に至る線により囲まれた区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日（10年間）

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

①特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

②特別保護地区の指定目的

屋我地鳥獣保護区は、沖縄県の沖縄島と同島から北西に突き出した本部半島の間位置し、屋我地島及び我部祖河川下流の陸域並びに羽地内海及び屋我地島周辺の海域から構成されている。海域は、全体の約3分の2を占めているが、陸域周辺の浅海域には干潟が発達し、沿岸域にはマングローブ林が、陸域には畑、森林及び草地が見られる等、多様な自然環境が存在しており、鳥類113種及び哺乳類6種にわたる多種多様な鳥獣に利用されている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、羽地内海は、「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）」（沖縄県編）に記載されている94種を含む、64科185種の貝類が確認されている等、多様かつ豊富な羽地内海の底生生物が多く、渡り鳥の餌資源として利用されているものと考えられており、多くの渡り鳥の繁殖

地、休息地及び採餌の場となっている。

このため、当該区域は、屋我地鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

管理方針

- ・ 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ・ 海面利用型レクリエーションが無秩序に行われた場合、鳥獣の繁殖や生息へ影響を与えるおそれがあることから、他機関と連携した巡視活動や普及啓発活動を実施する。
- ・ 当鳥獣保護区が極めて価値の高い自然環境を有している地域であることについて理解を深めるため、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

2 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 1,001 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	—	ha
農耕地	—	ha
水面	1,001	ha
その他	—	ha

イ 所有者別内訳

国有地	—	ha
地方公共団体有地	—	ha
私有地等	—	ha
公有水面	1,001	ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	—	ha
自然公園法による地域	1,001	ha
文化財保護法による地域	—	ha
森林法による地域	—	ha
砂防法による地域	—	ha

沖縄海岸国定公園普通地域

3 指定する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は沖縄県の沖縄島、同島から北西に突き出した本部半島及び屋我地島に囲まれた、羽地内海と呼ばれる海域に位置する。

イ 地形、地質等

当該区域は屋我地島により外海からほぼ隔てられた内海であり、沖縄本島側からは奈佐田川、羽地大川、真喜屋大川が流れ込んでおり、陸源堆積物を多く含む砂礫に覆われた水深の浅い地形が広がり、一部では干潮時に干出する干潟が発達し、さらに泥質が多く含まれる地域も見られる。

ウ 植物相の概要

当該区域沿岸域の海岸泥湿地にはヒルギ群落が成立している。

海中では33種の海藻及び海草類が確認されており、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物ーレッドデータブックー植物Ⅱ」（環境庁編）で絶滅危惧Ⅰ類に区分されているホソエガサや、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物ーレッドデータブックー植物Ⅰ」（環境庁編）で準絶滅危惧種に区分されているウミヒルモ及びマツバウミジグサが確認されている。

エ 動物相の概要

鳥類では、シギ・チドリ類、アジサシ類をはじめとし、鳥獣保護区管理員による調査等により計36科113種の鳥類が確認されており、これら鳥類の多くが採餌、休息及び繁殖の場として当該区域を利用している。

魚類は羽地内海に流入する河川での結果も含めると59科151種が確認されており、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物ーレッドデータブックー汽水・淡水魚類」（環境庁編）では、リュウキュウアユ（ただし、沖縄島の個体群は絶滅し、現在確認される個体は奄美大島から再導入したもの）が絶滅危惧ⅠA類に、タメトモハゼ、タナゴモドキが絶滅危惧ⅠB類に区分されている。

底生生物では、貝類で64科185種、甲殻類で22科59種が確認されており、「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）」（沖縄県編）には、貝類のうち94種及び甲殻類のうち4種が記載されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

- ・平成14年度 有害鳥獣捕獲許可件数 なし
- ・平成15年度 有害鳥獣捕獲許可件数 なし
- ・平成16年度 有害鳥獣捕獲許可件数 なし
- ・平成17年度 有害鳥獣捕獲許可件数 なし

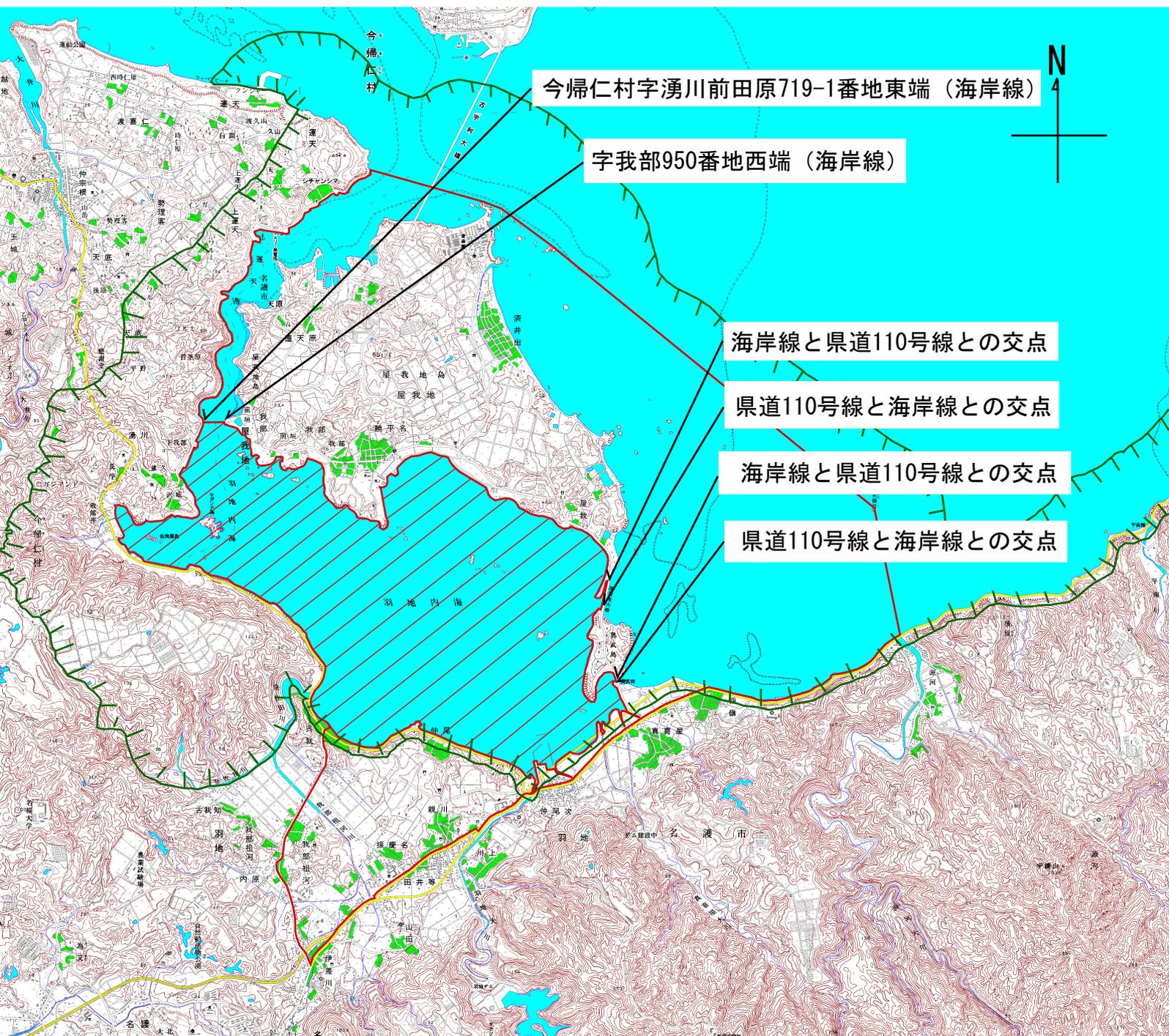
4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置されたため、第29条第7項の許可を受けることができないため、又は同条第10項の規定により条件を付されたため損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

5 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

- ①特別保護地区用制札 11本
- ②案内板 0基

国指定屋我地鳥獣保護区特別保護地区区域説明図



今帰仁村字湧川前田原719-1番地東端（海岸線）

字我部950番地西端（海岸線）

海岸線と県道110号線との交点

県道110号線と海岸線との交点

海岸線と県道110号線との交点

県道110号線と海岸線との交点

0 2 km

凡例

	鳥獣保護区
	特別保護地区
	沖縄海岸国定公園

屋我地鳥獣保護区のうち、沖縄県国頭郡今帰仁村字湧川前田原719番地の1東端を起点とし、同所から同所と名護市字我部950番地西端を結ぶ線を東進し同所に至り、同所から最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という。）を南東に進み県道110号線との交点に至り、同所から同県道を南進し海岸線との交点に至り、同所から海岸線を南西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を南進し海岸線との交点に至り、同所から海岸線を西進し起点に至る線により囲まれた区域